

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成27年4月23日（木）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長 木村 周二

1. 業務概要

(1) 業務名 H27東京外環整備効果資料作成業務

(2) 業務内容 本業務は、東京外かく環状道路の整備に伴う効果について、社会経済状況や周辺地域状況を踏まえヒアリング調査を実施し多角的視点から分析しとりまとめを行うものである。

(3) 履行期限 平成27年10月30日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成17年度以降公示日までに完了した業務において1件以上の実績を有すること。
 - ・ 同種業務：道路事業の整備による効果や影響の把握を目的としたヒアリング調査を実施した業務
 - ・ 類似業務：公共事業の整備による効果や影響の把握を目的としたヒアリング調査を実施した業務
- (6) 配置予定責任者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成17年度以降公示日までに完了した業務において1件以上の実績を有すること。
 - ・ 同種業務：道路事業の整備による効果や影響の把握を目的としたヒアリング調査を実施した業務
 - ・ 類似業務：公共事業の整備による効果や影響の把握を目的としたヒアリング調査を実施した業務

- (7) 配置予定責任者（主たる担当者）については、平成27年4月23日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7F
国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 経理課
電話：03-3707-3000
FAX：03-3707-3648
電子メール：ringroad@ktr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。

① 郵送の場合：上記（1）に申し出ること。

② 窓口での交付：平成27年4月23日から平成27年5月15日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

(3) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成27年5月15日（金）18時00分

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

① 実施予定日：平成27年5月19日（火）

予備日：平成27年5月20日（水）

② 開始時間：後日連絡する。

③ 場所：関東地方整備局東京外かく環状国道事務所（住所は3.（1）と同じ）

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.（1）に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。